

## 議案第66号

### 財産を減額して貸し付けること（大谷団地敷地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

#### 1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	米子市大谷町181番1	4,627.83平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市田園町四丁目207番地  
鳥取県住宅供給公社

#### 3 貸付期間

平成19年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 4 貸付金額

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第2条に基づき国有資産等所在市町村交付金に相当する金額

#### 5 理由

住宅困窮者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃で共同住宅を供給する鳥取県住

宅供給公社に対して、当該共同住宅（大谷団地）の敷地を減額して貸し付けようとするものである。